

きよせ

発行/清瀬市 編集/企画部秘書広報課 所在地/〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842 電話/042-492-5111 (代表) ファクス/042-492-2415 メール/kouhou@city.kiyose.lg.jp URL/http://www.city.kiyose.lg.jp

今号の主な内容

特集 清瀬 結核の歴史展・モニターツアー ... 5面
& 講演会を開催

クローズアップ
第2次清瀬市教育総合
計画マスタープランを策定 ... 4面

お知らせ～information ... 6～8面

スマートフォンなどで市報が読める「マイイロ」ダウンロードはこちら⇒



市・都民税の申告の時期です

申告期間は **2月16日(木)～3月15日(水)**

市・都民税の申告は市役所で受け付けますので、以下の1～4をご覧ください。申告の準備をお進めください。所得税の確定申告などは、東村山税務署で受け付けます。

なお、申告期間中に限り、簡易な確定申告を市役所で受け付けますが、窓口に関りがあるため、お待ちいただくことがあります。

問合せ 課税課市民税係 ☎ 497・2040

POINT 1 本年度からマイナンバー(個人番号)の記載が必要になります

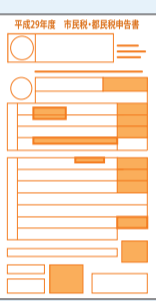
本年度から、マイナンバーカード、または通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)を持参してください。扶養親族の方のマイナンバーの記載も必要になりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。申告に必要なものは以下①～④のとおりです。

① マイナンバーが記載された書類と本人確認書類

マイナンバーについては市・都民税申告は内容確認のみ。確定申告は下記書類の写しの提出が必要です。

- ① マイナンバーカード(表裏)
- ② 通知カードと運転免許証などの顔写真付き証明書。顔写真付き証明書がなければ健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要
- ※①または②が必要になります。

③ 市・都民税申告書



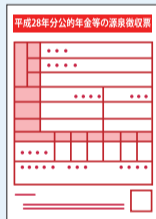
昨年、市・都民税の申告をした方などに1月下旬に郵送します。必要事項を記入し、持参(または郵送)してください。申告書は、市役所で配布します(市ホームページからもダウンロード可)。

④ 控除額証明書

平成28年中に支払った社会保険料・生命保険料の証明書や領収書(源泉徴収票に記載があれば不要)、医療費の領収書、障害者手帳などをご用意ください。

- ① 国民健康保険税 ② 後期高齢者医療保険料 ③ 介護保険料の支払金額が分からない場合、①②は保険年金課、③は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。

② 給与・年金の平成28年分源泉徴収票



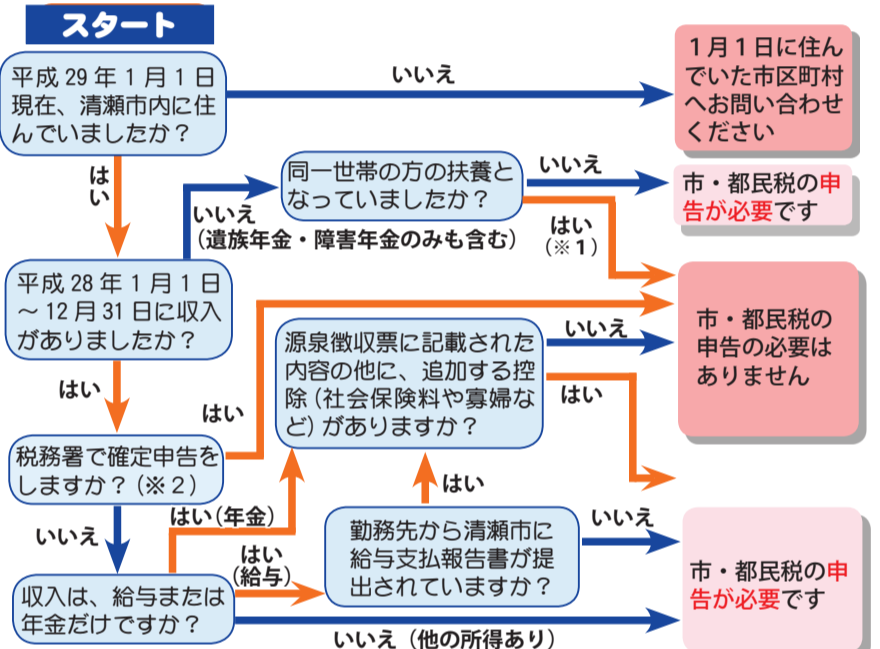
支払者から1月末までに渡されます(年金を受給されている場合は郵送されます。年金振込通知書とは異なりますので、ご注意ください)。なお、証明書は一度お預かりしたら、原則返却できません。

※イラストは日本年金機構発行の見本。色・様式は変更することがあります。

※上記の必要書類の他に、ボールペンなどの筆記用具・印鑑(認め印で可)をご用意ください。

POINT 2 つぎに、申告が必要か確認してみましょう

フローチャート(下図)で確認しましょう。所得がなくても、申告が必要な場合があります。年金収入が400万円以下で「確定申告不要制度」に該当する方も、フローチャートで「市・都民税の申告が必要か」を確認してください。



※1 同一世帯の扶養に入っている方でも、都営住宅の審査関係などで所得金額が記載された非課税証明書を請求する場合は申告が必要です。
※2 確定申告が必要かどうかは、東村山税務署へお問い合わせください。



■所得がない方でも申告が必要な理由は?

扶養に入っていない方の場合、申告は介護保険料や国民健康保険税の軽減などに必要な算定の基礎資料となるためです。

■市・都民税が非課税になることも

寡婦(夫)の方や障害者手帳をお持ちの方で所得が125万円以下の方は、申告すると市・都民税が非課税となります。

POINT 3 申告はいつから・どこで受け付けているの?

市役所での申告期間は **2月16日(木)～3月15日(水)**です(土・日曜日を除く)。受付時間は午前9時～11時、午後1時～4時30分です。なお、下表の場所で申告開始日より前に受け付けを行います。

場所(早期受付)	期間	受付時間
中里地域市民センター(1日のみ)	2月1日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
松山地域市民センター(2日間)	2月2日(木)・3日(金)	
野塩地域市民センター(3日間)	2月6日(月)・7日(火)・13日(月)	
竹丘地域市民センター(2日間)	2月14日(火)・15日(水)	
生涯学習センター(3日間)	2月8日(水)～10日(金)	午前9時30分～ 午後3時30分

■申告書郵送方法は?

必要書類を同封し、清瀬市課税課宛てに郵送してください。控えの返送をご希望の場合は、82円切手を貼った返信用封筒も同封してください。

POINT 4 平成29年度から適用される主な税制改正

- ① 日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化
「親族関係書類及び送金関係書類を添付または提示しなければならないこと」となる。
- ② 給与所得控除の見直し
給与所得控除の適用される上限が1,200万円(控除金額230万円)に変更。
- ③ 金融所得課税の一体化による改正
公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とする。詳しくは課税課へ。

申告についてのよくある質問

Q 昨年、多額の医療費がかかりました。申告で医療費控除の適用はできますか?

医療費控除は、その年中に自身および生計を一にする家族のために支払った医療費が対象になります。支払った医療費から、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を差し

引き、さらに10万円または総所得金額の5%(いずれか少ない方)を差し引いた残りの金額を控除額として適用できます。

Q 年金受給者の確定申告不要制度とは?

公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要という制度です。ただし、所得税の還

付が発生する場合は、申告手続きが必要になりますのでご注意ください。

申告がない場合は、年金支払情報に基づいて計算を行います。このため、所得税の還付がない方でも、源泉徴収票に記載されている事項の他に適用したい控除がある場合は、市・都民税の申告をしてください。